

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 徳林クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県守山市守山六丁目 8-3
- (3) 設立認可年月日 平成 28 年 9 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 28 年 10 月 7 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	徳林クリニック	2510701424	滋賀県守山市守山六丁目 8-3	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 25 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 5 月 25 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

- (3) そ の 他

特になし

様式 2

法人名 医療法人 徳林クリニック
所在地 滋賀県守山市守山六丁目8-3

※医療法人整理番号 00480

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	40,435 千円
2. 負 債 額	32,578 千円
3. 純 資 産 額	7,857 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	16,056
B 固 定 資 産	24,379
C 資 産 合 計 (A + B)	40,435
D 負 債 合 計	32,578
E 純 資 産 (C - D)	7,857

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 徳林クリニック

※医療法人整理番号 0 0 4 8 0

所在地 滋賀県守山市守山六丁目8-3

貸 借 対 照 表
(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	16,056	I 流 動 負 債	7,224
II 固 定 資 産	24,379	II 固 定 負 債	25,354
1 有 形 固 定 資 産	17,867	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	6,486	負 債 合 計	32,578
3 そ の 他 の 資 産	26	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	14,286
		II 積 立 金	△ 6,429
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	7,857
資 産 合 計	40,435	負債・純資産合計	40,435

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 徳林クリニック

※医療法人整理番号 0 0 4 8 0

所在地 滋賀県守山市守山六丁目8-3

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	55,140
2 事業費用	58,513
本来業務事業損失	△ 3,373
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 3,373
II 事業外収益	394
III 事業外費用	43
経常損失	△ 3,022
IV 特別利益	1,284
V 特別損失	0
税引前当期純損失等	△ 1,738
法人税	72
当期純損失	△ 1,810

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳林クリニック
理事長 徳林 昌樹 殿

私は、医療法人徳林クリニックの令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 5 月 25 日

医療法人徳林クリニック

監事 津梅 幸雄